

※この回覧は、相之島町・北相之島町・村山町地域が対象です。

回 覧

犬のフンは必ず持ち帰りましょう

心当たりの方へ「愛犬のフンを持ち帰ることは飼い主の最低限のマナー」です。

以下の場所に犬のフンが放置されています。

心無い飼い主の軽率な行動により、多くの方が迷惑しています。

愛犬のフンは飼い主が責任をもって回収し、自宅で可燃ごみとして処分してください。



【苦情箇所】 太線部および堤防道路の広範囲



フンの放置は飼い主だけでなく一緒にいる愛犬のイメージも悪くします。

ルールを守って楽しい散歩の時間にしてください。

上記以外でも犬のフンが道路、公園、河川、庭や田畑などに放置される事例が後を絶ちません。自宅の前やいつも歩いている道に犬のフンがあったらどう思いますか？

犬のフンを放置することは、周囲の人を困らせ、不愉快な気持ちにさせ、愛犬家や犬のイメージを悪くします。犬に対するイメージを良くするのも悪くするのも飼い主の心がけ次第です。

フンの放置は市の条例で禁止されています

犬のフンの始末は、飼い主の義務として規定され、命令に違反した者への罰則も規定されています。（一人の方の行為により、愛犬家の皆さんに迷惑がかかります）



須坂市を清潔で美しくする条例(抜粋)

（投棄の禁止）

第 7 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物（以下「他人の土地等」という。）において空き缶等を捨ててはならない。

2 市民等は公共の場所及び他人の土地等において飼い犬及び猫のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

（通報）

第 9 条 第 7 条の規定に違反する行為及び違反したものを発見した市民などは、市長又はパトロール員にその旨を通報するよう努めるものとする。

（勧告）

第 11 条 市長は、第 7 条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（罰則）

第 16 条 第 12 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

（12 条 市長は…期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。）

◇散歩中はペットボトル等に水を入れて持ち歩き、愛犬が尿をしてしまった場合には水をまいて洗い流し、臭い等が残らないようにしましょう。バッグ等を持ち歩きましょう。

◇飼い主のみなさんの心がけと協力で犬のフンの問題は必ず改善できます。地域みんなが気持ちよく暮らせるように犬を散歩させるときは、ルールを守るようにご協力をお願いします。

◇飼育方法やしつけの相談は、長野保健福祉事務所にご相談ください。

◇ペットに関するトラブルを解決するためには、地域単位での飼育マナー・モラルの向上が不可欠です。愛犬家の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

◇この地域に隣接する3町に回覧しています。犬のフン等でお困りの方、また、そのような行為を見かけたら生活環境課に通報をお願いします。

この件の問い合わせ先

須坂市生活環境課 Tel 026-248-9019(課専用)

長野保健福祉事務所 Tel 026-225-9065

